

問 38：当社の事務所は、交通量の多い十字路四つ角にあります。昨日、事務所にダンプカー突っ込んできて、事務所内で業務をしていた事務員が負傷しました。このような場合、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

近年、高齢者の誤った運転による飛び込み事故のニュースを耳にしますが、被災者の仕事場が道路に面している場合、常に交通事故の危険にさらされていることとなります。

本件のように突然ダンプカーが事務所に飛び込んできた場合は、業務に内在する危険が現実化したものと捉えて業務上災害となるでしょう。